

緑が丘スポーツ公園前期整備に伴う

アスベスト含有調査委託仕様書

甲府市長（以下「甲」という。）の委託する本業務について受託者（以下「乙」という。）は、この仕様書に基づき業務を履行するものとする。

1. アスベスト含有調査業務

(1) 調査箇所

緑が丘スポーツ公園（甲府市緑が丘二丁目地内）

- ・野球場本部棟
- ・野球場附属施設
- ・テニスコート A、B
- ・テニスコート附属施設
- ・管理詰所 他

(2) 業務内容

- ・契約締結後、速やかに事前調査に着手するものとする。
- ・各施設について、建築物石綿含有建材調査者もしくは同等の能力を有するものにより、図面による事前調査及び現地における詳細調査を行い、アスベスト含有が疑われる部位を特定し、分析調査を行う検体数を確定する。作業に従事する有資格者は、甲に報告し、承認を得るものとする。
- ・上記調査により特定した部位の検体を採取し、定性分析を行う。（現地調査と並行して検体を採取することも可とする）
- ・定性分析により含有が確認された場合は、定量分析を行う。
- ・アスベストの分析は、JIS に定める方法による。

※調査により検体数が増減した場合、また、定性分析によりアスベストの含有が確認されない場合は、委託費を精算するものとする。

(3) 報告書作成

- ・乙は、履行に先立ち報告書の書式を定め、甲に提出し承認を得るものとする。なお、報告書は調査後速やかに作業写真等を添えて甲に提出するものとする。

2. 適用法令

- ・ 大気汚染防止法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ その他関係法令、規則、通達等

3. 期 間

契約締結の日から令和3年7月26日（月）まで

ただし、事前調査から定性分析の速報までは、6月上旬を目処に終えるものとする。

4. その他

この仕様書について疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ解決するものとする。